

# 定期報告の流れ

## お願い

例年9月下旬に報告が集中します。

早めのご提出(目安:7月下旬頃まで)をお願いします。

所有者または管理者



有資格者への調査・検査依頼



依頼業務内容の確定・契約



調査・検査者による資料確認と現地調査



所有者または管理者への結果報告・助言



定期報告関係書類の作成



(一財)にいがた住宅センターへ  
報告書提出



調査・検査結果(副本等)の保存  
及び  
次回報告までの維持管理



○定期報告の調査・検査を有資格者(※)に依頼

(※) ①一級建築士  
②二級建築士  
③国土交通大臣が定める  
資格を有する者

・特定建築物調査員  
・建築設備検査員  
・昇降機等検査員  
・防火設備検査員

○有資格者が必要な調査等を実施

- ・対象建築物の所有者または管理者への聞き取り
- ・既存図面や前回調査結果資料等の確認
- ・現地調査 等

○調査者・検査者は、調査等の結果を対象建築物の所有者、  
または管理者に報告

○所有者または管理者は、是正を要する箇所、不具合の確認  
箇所について、調査者・検査者の助言を基に対応策を検討

○調査者・検査者は、建築物・建築設備等について報告関係  
書類を作成 各報告書への押印は不要です。

○所有者または管理者は、上記報告関係書類を提出

新潟市域内にある建築物は新潟市にご提出ください。  
なお、報告済証の発行を希望される場合は、  
(一財)にいがた住宅センターにご提出ください。

(一財)にいがた住宅センターは、提出いただいた報告書の  
形式等を確認し、特定行政庁へ提出します。  
副本は、特定行政庁から(一財)にいがた住宅センターへ送付  
され、管理者等へ返却します。

○作成した定期報告関係書類は、次回報告時の資料となりま  
すので大切に保管してください。

○是正の指摘については早急に対応し、良好な状態で維持管  
理してください。

## お問い合わせ先

定期報告制度に関するお問い合わせは、対象施設の所在地に応じて下記の特定行政庁にお願いします。

下記以外の 新潟県	◎ 新潟県土木部都市局建築住宅課 建築指導係 〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 ☎ 025-285-5511 (内線3396)
新潟市	◎ 新潟市建築部建築行政課 監察指導係 〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフルふるまち庁舎6階 ☎ 025-226-2845 (直通)
長岡市	◎ 長岡市都市整備部建築・開発審査課 建築審査班 〒940-0062 長岡市大手通2-6 フェニックス大手イースト内 大手通庁舎8階 ☎ 0258-39-2226 (直通)
上越市	◎ 上越市都市整備部建築住宅課 指導係 〒943-8601 上越市木田1-1-3 ☎ 025-520-5783 (直通)
柏崎市	◎ 柏崎市都市整備部建築住宅課 審査係 〒945-8511 柏崎市日石町2-1 ☎ 0257-21-2291 (直通)
三条市	◎ 三条市建設部建築課 審査指導係 〒955-8686 三条市旭町2-3-1 ☎ 0256-34-5727 (直通)
新発田市	◎ 新発田市建築課 建築審査係 〒957-0053 新発田市中央町5-2-13 ☎ 0254-26-3557 (直通)

### ■報告書の提出窓口 及び 報告書の作成等に関する 問い合わせ先（新潟市を除く。）

(一財)にいがた住宅センター 建築防災課 ☎ 025-283-0851  
〒950-0965 新潟市中央区新光町15-2 (公社総合ビル)

※ 提出書類等は、以下のホームページでご確認ください。

<https://www.nphcc.or.jp>

○報告書作成の動画、注意事項を掲載していますので参考にしてください。

<https://www.youtube.com/@にいがた住宅センター>

(建築物、建築設備及び防火設備で、新潟県内(新潟市を除く)報告用です)

○所有者の変更等がある場合は変更届を提出してください。

書式及び記入例は上記ホームページからダウンロードできます。

提出先 (切り取ってお使いください)



〒950-0965  
新潟市中央区新光町15-2  
(公社総合ビル7階)

(一財)にいがた住宅センター  
建築防災課 宛